5.418A
無線通信規則第5.418号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年６月２日後に受領された放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによる2630―2655MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年６月２日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号は、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年６月３日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。
5.418B
無線通信規則第5.418号の規定に基づき、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年６月２日後に受領された放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによる2630―2655MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。
5.418C
無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2000年６月２日後に受領された静止衛星網による2630―2655MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5.418号の規定に基づく放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第9.13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。
5.419
2670―2690MHzの周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992年３月３日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第9.11A号に従うものとする。
5.420
2655―2670MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として航空移動衛星を除く移動衛星業務（地球から宇宙）の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第9.11A号を適用する。
5.420A（未使用）
5.421（未使用）
5.422
付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690―2700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。この分配の使用は、1985年１月１日までに運用を開始した装置に限る。
5.423
2700―2900MHzの周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。
5.424
付加分配：カナダでは、2850―2900MHzの周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。
5.424A
2900―3100MHzの周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。
5.425
2900―3100MHzの周波数帯においては、船舶上のトランスポンダ通信系（ＳＩＴ）の使用は、2930―2950MHzの補助周波数帯に限定しなければならない。
5.426
航空無線航行業務による2900―3100MHzの周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。
5.427
2900―3100MHz及び9300―9500MHzの周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン（レーコン）からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第4.9号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。
5.428
付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100―3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.429
付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国及びイエメンでは、3300―3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。
5.430
付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300―3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.430A
業務の種類の地域差：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、アンドラ、サウジアラビア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、キプロス、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、第一地域のフランス海外県、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロベニア、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、3400―3600MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、ＩＭＴに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３m地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dBW／（㎡・４kHz）を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400―3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004年版）の表21―４で定められている以上に要求してはならない。この分配は、2010年11月17日より効力を有する。